

「第5期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画（素案）」についての パブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

1 募集期間 平成29年11月24日（金）～ 平成29年12月26日（火）

2 意見の件数 31件

3 意見提出者数 5人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	1人	0人	2人	2人

5 内容別の意見件数

	項 目	件 数
1	第1章「本計画の概要」に関する意見	1件
2	第2章「本市の障害者の現状」に関する意見	1件
3	第3章「前計画の振り返り」に関する意見	6件
4	第4章「本計画において取り組むべき課題」に関する意見	1件
5	第6章「施策の具体的な展開」に関する意見	10件
6	第7章「障害福祉計画にかかる数値目標及び見込み量の設定」に関する意見	1件
7	第9章「本計画の推進」に関する意見	5件
8	資料編に関する意見	1件
9	パブリックコメントに関する意見	4件
10	その他に関する意見	1件
	合計	31件

 = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市福祉部障害福祉課障害福祉推進担当
0467-82-1111（内線 3211）
e-mail: shoufuku@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■第1章「本計画の概要」に関する意見（1件）

(意見1)

6 ページの対象者ですが、障害児者の家族（保護者）も含めた方がいいと思います。施策の中に家族対象のものもあるためです。

(市の考え方)

本計画は障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定しています。

これらの法律では、それぞれ対象者を障害者又は障害児としています。

第6章における事業のなかには、障害者、障害児以外の方としてご家族をはじめ市民全般が関わるものがございます。これらの方につきましては、第9章第1節「本計画の推進」において、本計画の実現のためには、障害者本人やその家族、支援者、市民、市等の関係者が本計画で掲げた目標を共有し、その達成に向けて連携することが重要であると位置づけています。

■第2章「本市の障害者の現状」に関する意見（1件）

(意見2)

各障害者の受給者件数が年々増加している内容の説明が難病患者数（できればもっと詳しく）のように説明することが福祉向上にも啓発にもつなかると思う。

(市の考え方)

障害者手帳所持者数は年々増加傾向にあります。

この要因につきましては、障害者手帳を申請される方の状況は様々ですが、全体的な傾向を加えるように修正します。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
1 1 ページ (1) 身体障害者手帳所持者数の推移 (略) 手帳所持者数は、増加傾向にありますが、この要因としては高齢に伴う心身の変化により手帳取得される方が増えていること	1 1 ページ (1) 身体障害者手帳所持者数の推移 (略)

が挙げられます。 15 ページ (1) 療育手帳所持者数の推移 (略) 手帳所持者数は、増加傾向にありますが、この要因としては障害の早期発見・支援体制の充実等により、手帳取得される方が増えていることが挙げられます。	
18 ページ (1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (略) 手帳所持者数は、増加傾向にありますが、この要因としては社会情勢等により精神的な疾病を患う方が増加していることにより、手帳取得される方が増えていることが挙げられます。	15 ページ (1) 療育手帳所持者数の推移 (略) 18 ページ (1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (略)

■第3章「前計画の振り返り」に関する意見（6件）

（意見3）

29ページの「福祉相談室」ですが、当事者にはほとんど知られていないと思われます。さらなる広報が必要です。

（市の考え方）

福祉相談室は、障害者、高齢者、子ども及びそのご家族等すべての地域住民からの保健・福祉に関する初期相談等に対応する身近な地域の相談窓口として、市内12か所の地域包括支援センター内に併設しています。

ご意見の通り、福祉相談室の認知度につきましては、様々な機会をとらえて周知活動を行っているものの、未だに低い状況があり、周知の重要性につきましては、市といたしましても認識をしているところでございます。

平成27年度には福祉相談室通信「みんな to る・る・る」を創刊し、市内の公共施設や各地区の関係機関などに配架・持参し、福祉相談室や福祉関係の情報発信に取り組んでいます。

また、例年地域包括支援センターと合同で市民ふれあいまつり等へブースを出展し、周知を行っています。

さらに、相談支援事業所、地域活動支援センターと福祉相談室との意見交換会などを

通して、当事者の方を支援している機関へ福祉相談室の理解を深めていただけるよう努めています。

今後も身近な地域の相談窓口として福祉相談室を活用していただけるよう、当事者の方を支援する機関との連携を図り、一層の周知活動を行ってまいります。

（意見４）

３２ページ「住もう」の課題はバリアフリー化だけではなく、ホームヘルパーの充実もあげられると感じます。

（市の考え方）

施策の方向性「住もう」は、障害者の住まいを支えるサービスの充実について、障害者の地域生活の基盤である住まいを確保し、また、その住まいで生活を継続していくために必要な支援を展開していくことを目的としています。

障害者が地域で生活していくためには、バリアフリー化等のハード面の整備だけではなく、障害福祉サービスにおける支援等も必要となってきます。

ホームヘルパーに相当する居宅介護につきましては、第６章における事業Ｎｏ．５１「福祉サービスの質と量の確保」のなかでも、量の確保とともに質の確保にも努めてまいります。

また、第７章第２節「障害福祉サービスの見込み量」において、高齢化に伴い自宅で日常生活を送る際の支援ニーズが高まることを踏まえて、居宅介護は平成３２年度までサービス量の増加を見込んでいます。

（意見５）

３３ページ短期入所は確かに少なく、市外事業所への提携や援助により機会創出が求められます。

（市の考え方）

市内の短期入所事業所は３か所であり、定期的に利用を希望しても、希望通りに利用できない状況もございます。そのため障害福祉課ケースワーカーが本人、家族の状況を勘案し、緊急時等には、市外等も含めた事業所の利用調整をしているところです。

また、平成２５年１月より、神奈川県と本市、藤沢市、鎌倉市、寒川町の広域連携を活用した拠点事業所において、短期入所サービスの体制整備を図り「三市一町における障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業」（通称「湘南東部あんしんネット」）を実施しています。２９年度からは、医療ケアの必要なこどもの宿泊等ができるよう、市内事業所と連携して、第６章における事業Ｎｏ．４３・４７「安心生活支援事業の充実」に取り組んでいます。今後も広域連携の活用や、利用者の声をとらえて、事業所と連携を図り、サービスの充実に努めてまいります。

(意見6)

35 ページ庁内職場体験事業に終わらず、正規職員としての雇用も検討すべきではないでしょうか？

(市の考え方)

本市の障害者雇用につきましては、正規職員採用におきまして、平成19年4月より身体障害者枠を設け、採用試験を実施し、平成25年度からは障害の区分を身体障害に限定せず、精神障害、知的障害まで広げ、身体障害者の枠を超えた採用試験を実施しており、毎年1名から2名程度採用しています。

(意見7)

38 ページJ R 東日本への要望に療育手帳Bや精神福祉手帳所持者への割引も加えて欲しい(53、85 ページにも関連)

(市の考え方)

J R 東日本においては、身体障害者手帳又は療育手帳を所持する方に対して、一定距離以上の普通乗車券等の購入について交通運賃割引制度があります。

私鉄においても、会社により違いはあるものの、J R 東日本にほぼ準じた割引があります。

精神障害者保健福祉手帳を所持する方については、全国的な傾向として大半の鉄道会社では割引はありませんが、例えば本市コミュニティバス等、一部の私鉄や公営交通で割引が行われています。また、精神障害者保健福祉手帳を所持する方が、バスの利用に際して運賃割引を受けることができるよう、本市を含め県内16市で構成する神奈川県都市民生行政連絡協議会から、神奈川県バス協会に対して要望しています。

第6章における事業No. 92「国や県、公共交通機関への要請」のなかでも、精神障害者保健福祉手帳を所持する方の自立と社会参加の促進を図るために、身体障害者手帳又は療育手帳を所持する方と同様に、公共交通機関の運営主体の判断となるものの、交通運賃割引制度が適用されるよう同機関へ求めていきたいと考えています。

(意見8)

共生型サービス具体的に高齢者も障害者も利用可のような件も考えたら

(市の考え方)

介護保険優先原則の下では、障害者が65歳以上になって介護保険の被保険者となった際に、今まで使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できなくなる課題がありました。このようなことから、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくすること、福祉に携わる人材に限りがあるなか、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うことから、共生型サービスが創設されます。

制度改正の観点としては、平成30年度から介護保険又は障害福祉のいずれかの指定

を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けやすくなります。これにより従来は障害福祉サービスのうち、居宅介護等を利用されていた方が、65歳以降は介護保険サービスのうち訪問介護を、同一の事業所からサービス利用することができます。

第3章第4節 基本方針3「障害者の生活基盤の強化」においても、障害者の高齢化が進む中、介護保険との緊密な連携が必要となっています。

■第4章「本計画において取り組むべき課題」に関する意見（1件）

（意見9）

46ページ健康維持に関連して、災害時の薬の保管が心配されます。

（市の考え方）

災害時には、平常時以上に健康状態の悪化が予想され、災害時の薬の保管等も大きな課題となると考えています。

こうした課題につきましては、茅ヶ崎市自立支援協議会等の場を活用し、その必要性について専門機関、学識経験者等に意見を伺い、当事者をはじめ支援者の方々にも個々の具体的な備えの必要性等につきまして、周知啓発を図っているところです。今後も引き続き、障害のある方の災害時の健康維持等について、医療機関をはじめとする関係機関との課題の共有を図ってまいります。

■（第6章）「施策の具体的な展開」に関する意見（10件）

（意見10）

手厚い相談事業や支援体制等が「第5期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画（素案）」に盛り込まれていますが、それらの各種事業や施設の利用は、原則として障害者本人の申請・申立てがなければ始まらない制度・仕組みになっている。障害者本人もしくは家族等のすすめでそれらの相談事業や支援体制にすんなりアプローチできれば、行政の負担も軽くてすむケースといえようが、障害者の症状は千差万別。本人自から相談窓口等に出向いていける障害者は少ないのではないかと。いくら手厚い相談・支援体制が用意されていても、結果として申請・申立におよべない障害者の救済をどうするのか。「訪問調査、やる気引き出し、施設等への同行等」について、至急実行方要請したい。

（意見11）

精神障害者の配偶者支える輪の支援を

（市の考え方）

市内には障害者ご本人・ご家族が相談可能な相談支援事業所があります。障害特性によって相談支援事業所に出向くことが困難な方や、相談支援事業所への連絡が困難な方については、ご家族や関係機関等から相談支援事業所にご連絡いただく事で、ご自宅へ

の訪問や作業所の見学同行等も可能です。

（意見 1 2）

78 ページ就労定着支援ですが、市外で働いている人達はどうするのか、実感が湧きません。

（市の考え方）

就労定着支援は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方を対象に、相談を通じて生活面での課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を実施する障害福祉サービスです。

改正障害者総合支援法が施行されることに伴い、平成30年4月から新たに創設されるサービスであり、市外へお勤めの方も対象になることが想定されます。第7章第1節「平成32年度の成果目標」において就労定着支援を利用開始した方のうち1年後も職場に定着している方を、平成31年度、平成32年度それぞれ全体の80%以上という数値目標を掲げています。

（意見 1 3）

85 ページ公園等の整備に関連して、市内公共施設には障害者割引料金が少ないので必須としてもらいたい。

（市の考え方）

公の施設における使用料等の減額免除につきましては、障害者等の一定の配慮が必要な方々に対しても、対応が必要なことは十分認識しているところです。

本市の受益者負担の適正化に関する指針の一つとしての「使用料等の減額免除の見直しについて」（平成29年2月）を策定するにあたりまして、公の施設における既存の減額免除規定や他市町村の統一的な減額免除規定を精査しましたが、障害者等に係る規定が、必ずしも多くなかったことや、団体への会議室の貸し出しが中心となる施設からプールなどの個人利用が中心となる施設まで、属性の異なる数多くの施設に対して、障害者等に係る規定を統一的に設けることがふさわしくないと判断したことから、統一的な減額免除基準の一つとしては規定しておりません。

しかしながら、自動車（自転車）駐車場といった主に個人利用が中心となる施設の中には、障害者等に係る規定を設けている施設もあることから、そのような施設については、引き続き障害者等に係る規定を設ける必要があると考え、上記指針では、使用料等の減額免除の見直しを行う際には、受益者負担の原則を踏まえたうえで、必要に応じて施設ごとに個別の規定を設けることができることとしています。

(意見 1 4)

市の福祉バス事業がどこに分類されているのか不明ですが、もっと利用しやすくするために、県内しか行かれないという縛りは外し金額だけの制限にすべきと思います。

(市の考え方)

障害者団体バス借上事業補助金は、障害者がバスを利用して行う社会活動に要する費用を補助することにより、障害者の社会活動への参加を促進することを目的としており、第 6 章における事業 No. 77「社会交流活動の支援」に含められます。

本補助金の利便性の向上につきましては、活動範囲に制限を設けておりませんが、補助金額の設定に当たっては多くの団体にご利用いただけるよう、努めてまいります。

また「生きがいふれあいバス」においても障害者 10 人以上の団体を対象として、利用料の一部負担をしていただいた上で市内を運行しています。市内における研修会等への参加を目的とした乗合バス事業であることから、運行範囲の拡大予定はございません。

(意見 1 5)

第 6 章の 56 ヘルプマークの衆知徹底する事、JR の車の中バスの中、集会場、人の出入の多い所

(市の考え方)

ヘルプマークの周知啓発につきましては、障害への理解を促進していくうえで重要であると考えています。ヘルプマークは、外見では分かりづらい障害についての理解や支援を求めやすくするために重要なツールです。公共交通機関等の中で利用が促進され、障害者が適切な支援を受ける機会が増えていくことで、共生社会の実現の一助になるものと考えています。

現在、本市では、障害福祉課、カフェ・ドットコム、サザンポ、小出支所、辻堂駅前出張所、香川駅前出張所、ハマミーナ出張所の 7 か所で、ヘルプマークをご希望される方へ無償配布しています。

今後も引き続き、神奈川県をはじめとして、他市町村とも連携し、その広域的な利用の促進に努めてまいります。

(意見 1 6)

先にも記したがその市のチェック体制の強化 障害者支援施設 2465 不正受給 横浜市不正受給あり

(市の考え方)

障害者が日常生活を送る上で必要となる障害福祉サービスにつきましては、第 7 章における障害福祉計画及び第 8 章における障害児福祉計画に基づいた量の確保とともに、質を確保することも重要なことです。

県とも協力しながら、第 6 章における事業 No. 51「福祉サービスの質と量の確保」に努めてまいります。

(意見 17)

障害女性のDV相談急増その体制（相談）強化を

(市の考え方)

第6章における事業No. 65「障害者虐待防止法の周知と相談体制の確立」において、障害者虐待防止センターを中心に、関係機関との相談体制の強化、ネットワーク化の構築などに取り組んでまいります。

(意見 18)

精神障害者雇用基準変更へ●このことも考慮されているのか考えて下さい

(市の考え方)

障害者雇用促進法の改正に伴い、平成30年度から障害者の法定雇用率が民間企業で2.2%、国・地方公共団体等で2.5%と、それぞれ今までよりも0.2ポイント引き上げられます。また、平成33年4月までに民間企業が2.3%、国・地方公共団体等が2.6%と、さらに0.1ポイント引き上げられます。

今後、障害者に対する求人や障害者の企業等での雇用について増加が見込まれることから、企業等で障害者が安心して働き続けられるような施策が重要となります。

第6章における事業No. 68「湘南就労援助センターの充実」、事業No. 70「企業への意識啓発と雇用の促進」等の事業により障害者の就労支援を進めてまいります。併せて、平成30年度から新たに創設される障害福祉サービスである就労定着支援を活用し、障害者の就労した先での職場定着を支援してまいります。

(意見 19)

第6章の64全ての大型店舗等の車イスの乗入れを可能にし万一事故が発生したときの為に保険に加入し普通の人と同じ様に買物が出来る様差別を無くす。

(市の考え方)

平成27年に策定した茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の中では、大型店舗等が多く立地する茅ヶ崎駅の周辺地区を重点整備地区と位置付け、公共施設のみならず民間の商業施設も含めたバリアフリー化を進めるための特定事業計画を定めています。

また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）では、物品販売業を営む店舗で床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物を建築をしようとするときは、バリアフリー化が義務付けられています。

現在、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会の中では、こうしたハード整備の推進と併せて、高齢者、障害者等の移動や施設利用に制約のある方の困難を幅広く市民の皆様にご理解いただき、バリアをなくすことができるよう、「心のバリアフリー」の普及・啓発に取り組んでいます。事故が発生したときのための保険加入は大型店舗等での判断となりますが、車椅子の乗り入れをはじめ、ハード、ソフトの両面から、基本構想に位置付けた各事業に取り組むとともに、障害特性等の理解促進に努めてまいります。

■第7章「障害福祉計画にかかる数値目標及び見込み量の設定」に関する意見（1件）

（意見20）

99ページ自発的活動支援事業ですが、どのようなものなのかイメージがわかりません。

（市の考え方）

自発的活動支援事業は、障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業のうち必須事業に位置付けられているものです。

用語解説へ加えることで、具体的な事業内容等を補足するよう修正します。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
139ページ	126ページ
自発的活動支援	
障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的としている。	
事業内容としては、ピアサポート、災害対策、孤立防止活動事業、社会活動支援、ボランティア活動支援、その他形式支援である。	

■第9章「本計画の推進」に関する意見（5件）

（意見21）

障害者も我々と同じ社会人としての人権をもっております。そのため障害者を差別することなく、平等に行わなくてはなりません。私達はとかく障害者を変な目で見がちですが、それはやめなくてはなりません。では地域としてどの様に障害者に「ふれあう」のかそれは「素案」にもあります様に、

- ①障害者を認識・理解して障害者の立場になって考える
 - ②障害者について「相談支援施設」に相談する
 - ③障害者を地域や医療的ケアにおいて育てる
 - ④地域で障害者の生活を支え・見守り・相談対応を行う
 - ⑤障害者の「人権」を守る
 - ⑥障害者に「働く場」を与える
 - ⑦地域で安心して参加出来る居場所をつくり、障害者に社会参加と交流を与える
 - ⑧色々な場を作り障害について「学ぶ」
 - ⑨障害者が安心して暮らせる様に災害時における避難誘導・支援を継続する
- 以上は地域に住む我々も考え・地域で障害者の生活を支援し、見守って行く事が重要だと思います。

また行政においては「素案」に有ります様に

- ①身近かな地域の体制作り
- ②障害者の健康を支える体制の強化
- ③障害者の生活基盤の強化
- ④障害者の社会参加と自己実現への支援
- ⑤障害のある子供の成長支援
- ⑥安全・安心のまちづくり推進

以上の事を実施して行かなくてはならないと思います。

この様に障害者支援は家族や一部の人だけで出来るものではありません。地域及び社会全体が障害者支援に取り組んで行く事が重要だと思います。

（意見22）

縦割行政の弊害や事業者間等（行政含む）連携の悪い時もありその克服も必要と思う

（市の考え方）

本市の目指す将来像として掲げています「お互いの理解と助け合いのもと だれもが自分らしく 生きがいのある暮らしを実現できるまち」を達成するため、本計画の柱となる6つの基本方針に沿って、障害者の日常的な暮らしの要素に基づいた施策の方向性を設定し、施策としての具体的な展開として100の事業を掲げています。

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら

共生する社会を実現していくために、これらの事業を推進していくことが重要となります。この推進につきましては、ご意見のとおり障害者やそのご家族等の一部の方だけで行えるものではなく、地域や社会全体が一体的に取り組んでいく必要があります。

第9章「本計画の推進」にありますとおり、障害者とともに医療、教育、労働、地域、福祉、保健、行政等の多様な主体間が協働することと同時に、神奈川県と本市との連携、本市においては庁内関係課が横断的な連携を図る推進調整会議等の場を通して、計画の推進を図ります。

（意見23）

116 ページ推進委員会と自立支援協議会ですが、メンバーが重複しすぎているように感じます。

（意見24）

本計画の推進について、委員会・調整会議・支援協議会のなお一層の公開と啓発の推進してすすめていただきたい。（例）近隣市で百条委員会にかけられNPO団体が問責指摘他）

（性善説だけですすめては実施と懸け離れ空洞化している時もあるのでは）

（意見25）

委員等の選出についてもどうしてその委員が選出されるのか十分に市民に啓発する必要がある

また協議会参加団体等適否についても恣性で行うのではなくその構成も見る必要があるのでは、たとえば加入者数が非常に少ないとか、大幅に減少しているとか⑤のような団体とか。

（市の考え方）

茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会は、市民、福祉団体の代表者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員により構成されます。また、委員には2名の市民を、公募により選任するとともに、委員会は公開で開催しています。

茅ヶ崎市自立支援協議会は、代表者会議は「茅ヶ崎市自立支援協議会設置要綱」（以下、「要綱」）に定められた関係機関等から推薦された者及び部会長、部会は要綱に定められた関係機関等から推薦された者で構成されます。また、代表者会議は公開で開催しています。

■資料編に関する意見（１件）

（意見２６）

資料編アンケート調査実施その内容の（資料）説明や（結果）（資料）説明会等があっても良いのではと思う

また調査区分別で回収に大差があるのをどう考えているかそして全体としても回収率が悪いのではと思うのと。障害程度の等級差等を考えアンケート取ったのか

ヒアリング調査についても関連あり

（市の考え方）

障害者アンケート調査の実施及び結果については、説明会という形式では開催できませんでしたが、地域の関係機関のネットワークである自立支援協議会等において情報提供を行いました。障害者アンケート調査の結果は、第４章「本計画において取り組むべき課題」に要点をまとめており、計画の公表後、障害児者やそのご家族等が参加する会議等、様々な場を活用し、周知を図ってまいります。

回収率につきましては４４．２％であり、前回実施時（平成２６年３月）の４４．８％と比較して０．６％下回っており、課題であると認識しています。要因としましては、「発達障害・高次脳機能障害」及び「難病」の区分の方は、市では対象者を把握できないため調査票を郵送することができないことが挙げられます。次回実施時につきましては、関係団体等のご協力も得ながら、多くの障害者の声をお聞きできるよう努めてまいります。

ヒアリング調査については、障害者アンケート調査ではお聞きし切れない部分、障害者からは伝えきれない部分を補完することを目的に実施しています。多くの障害者やご家族、支援者の声をお聞きできるよう努めてまいります。

■パブリックコメントに関する意見（４件）

（意見２７）

当パブリックコメントの説明会は実施しないのですか。当市議会で市より実施する旨の回答があったと思うし、説明会を実施しないとパブコメの意味がなくなると思う

（市の考え方）

パブリックコメントの実施につきましては、説明会という形式では開催できませんでしたが、障害者団体等において情報提供を行いました。計画の公表後、広報紙や障害児者やそのご家族等が参加する会議等、様々な場を活用し、周知を図ってまいります。

（意見２８）

今年度より市政モニター制度が廃止されました。またパブコメの応募者少ないし。パブコメ実施知らない人も多いので今まで以上十分なPR（啓発）を望む

（市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示に加え、市役所内デジタルサイネージの活用等様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせて実施するなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。

（意見２９）

（市の）パブコメ実施１１月３件１２月６件と集中しています。このことパブコメ実施の意味をなくすと思う（市の立場も理解できますか市民の立場に立ってすすめて下さい）

（市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただく機会を設定し、寄せられたご意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益なご意見を考慮しながら政策等を決定していく、市民参加の手法の一つです。

パブリックコメント手続の実施にあたっては、対象とする計画等の論点が明確になった段階で、かつ、市民の皆さまのご意見を反映することが可能な段階を見極めたうえでもっとも適切な時期を設定することが必要かつ効果的であり、月ごとの実施件数に限度を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えています。

そのため、今後とも引き続き、適切なタイミングでパブリックコメント手続を実施してまいりますので、ご理解の程よろしくお願いします。

（意見３０）

市ではパブコメの概略版を作ると言っていました。今年度実施パブコメで概略版を発行したのもあります当パブコメの概略版を作らないのですか。分りやすものを作れば応募者も増と思う

（市の考え方）

パブリックコメント手続を実施する際の資料については、素案や関係資料が相当量に及ぶ場合、概要版を作成するなど、案件に応じて意見が提出しやすい環境づくりに配慮することとしています。

障害者を取り巻く状況は、法改正等も踏まえ大きな変化の時期に迎えており、障害特性に応じた様々な課題も顕在化してきています。これらのことを詳細にご説明し、市民の皆さまからご意見をいただく必要があることから、本計画では素案段階で概要版を作成しませんでした。今後、本計画を公表する際には、市民の皆さまにポイントをお伝えする必要があることから概要版の作成をいたします。また、障害特性への配慮から、概要版の内容をかみ砕いた表現とした「分かりやすい版」についても、障害者団体の協力により作成する予定です。

今後とも、パブリックコメント手続の実施にあたりましては、市民の皆さまにわかりやすい資料の作成に努めてまいります。

■その他に関する意見（１件）